

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月13日

福井県後期高齢者医療広域連合長 東村新一

福井県後期高齢者医療広域連合条例第9号

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「、「第15条、第16条又は附則第4条」を「第15条若しくは第16条又は附則第4条、第6条、第7条若しくは第8条」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割額又は所得割額」と読み替えるもの」に改める。

附則に次の3条を加える。

（平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第6条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例）

第7条 平成20年度において、第15条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第2項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（当該算定額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に3を乗じて得た額とする。

（平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第8条 平成20年度において、第15条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対する前2条の規定により算定した保険料の賦課額（賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合

は、当該賦課額について第14条の規定により月割をもって算定した額とする。)から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するとしたならば、令附則第12条第3項の規定により徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3を乗じて得た額(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該額について第14条の規定に準じて月割をもって算定した額とする。)を減じて得た額がある場合で、当該額が500円未満であるときは、これを免除する。

2 前項の支払回数割保険料額の見込額は前2条の規定を適用しないものとして算定した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。